

事業者の皆さんへ

令和8年度版

地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区



東京都廃棄物埋立処分場
資料提供:東京都環境局

令和8年2月撮影

循環型社会をつくるためには
私たち一人ひとりが積極的に**3R**を進めていくことが必要です
リデュース リユース リサイクル
(Reduce. Reuse. Recycle)

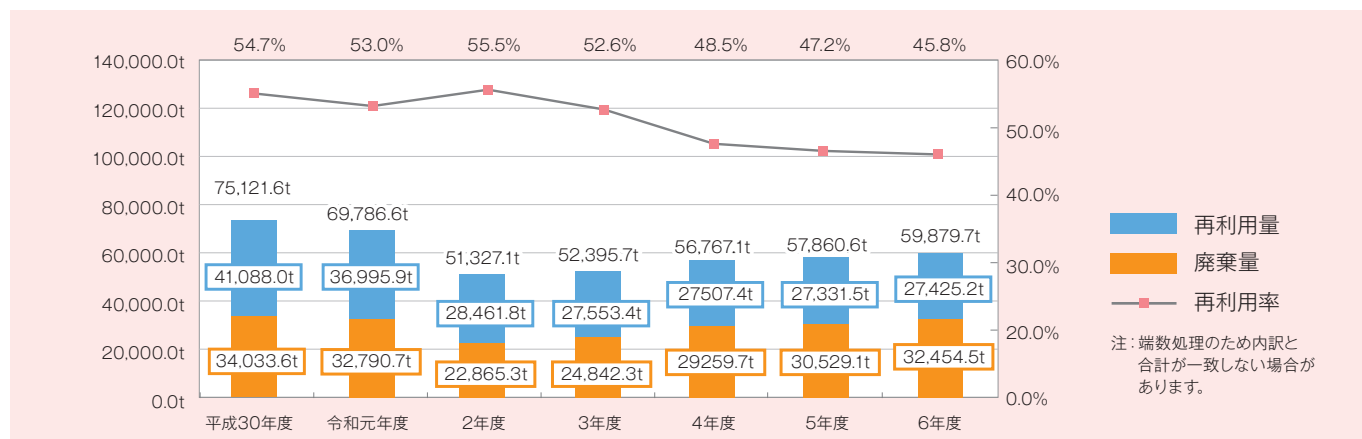


中央区

循環型社会の実現を！

中央区は、区内のほとんどが商業地域であり多くの事業用ビルが建っています。このため、区内で発生するごみ量の約80%が事業系廃棄物になっています。本区でごみの減量を進めていくためには、各事業者の**3R**（**R**educe「**発生抑制**」、**R**euse「**再使用**」、**R**ecycle「**再生利用**」）による取り組みが重要です。紙ごみや生ごみを中心とした資源化推進に皆さんのなお一層のご協力をお願いします。

中央区の事業系ごみ（可燃物）



上図は、事業用大規模建築物（事業用の延床面積3,000㎡以上）を所有する皆さんからご提出いただいた「再利用計画書」実績欄の可燃ごみの量を年度ごとに集計、比較したものです。

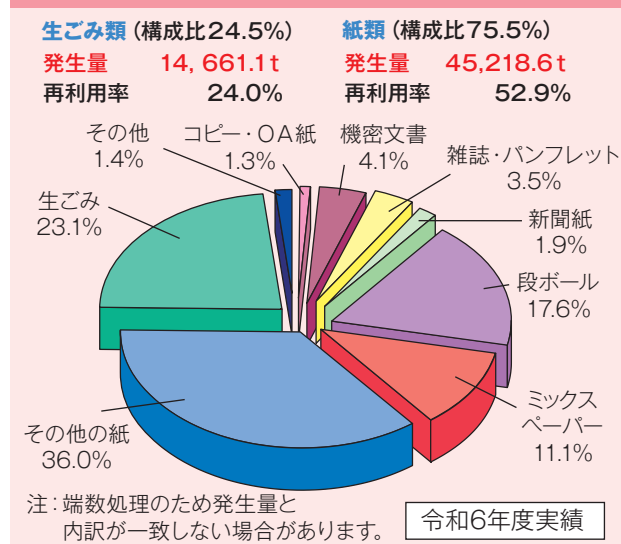
可燃物の発生量は、令和2年度で大きく減少しています。これは、令和2年度は新型コロナウイルスの流行により人の流れが抑制されたり、企業のテレワーク導入や飲食店の時短営業などが影響し、可燃物の発生量が減ったものと推察しています。再利用率は、令和3年度以降、減少傾向にあり、令和6年度は**45.8%**となっています。

区では、各事業所の皆さんと協力し、3Rによる行動をより一層進め、再利用率の向上を目指します。さらに積極的な「ごみ減量」にご協力をお願いします。

また、清掃工場では、水銀の混入したごみが持ち込まれることが問題となっています。

水銀により清掃工場の焼却炉が停止すると、水銀除去までに多額の整備費用を要するうえ、多くの時間を費やし、23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。水銀を含むごみの適正な分別にご協力をお願いします。

◎事業系ごみ（可燃物）の組成

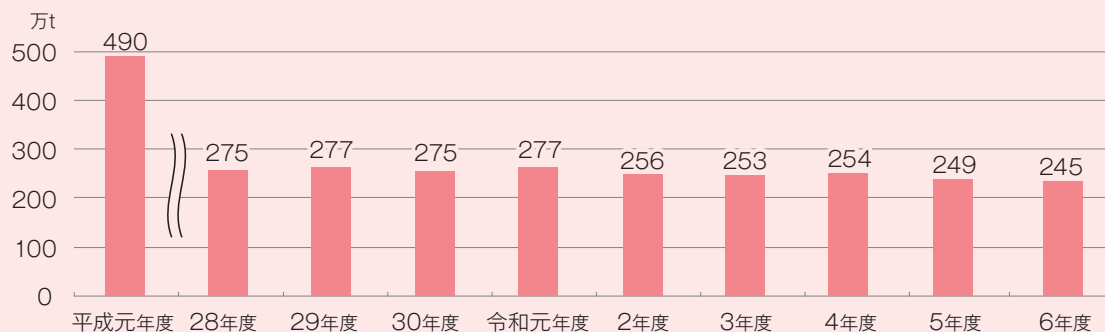


事業系ごみ(可燃物)の組成を見ると、**紙類が75.5%、生ごみ類(生ごみとその他)が24.5%**になっています。**紙類の再利用率は52.9%**と前年度(54.4%)に比べ低下し、生ごみ類の**再利用率も24.0%**と前年度(25.2%)に比べ低下しました。

平成13年度に「食品リサイクル法」が施行され、平成19年度に改正されました。**令和元年度には「食品ロス削減推進法」**が施行されました。これらの法の施行により、事業者にも積極的な食品リサイクルの推進、災害備蓄食品の活用などが求められました。生ごみを排出する事業所においては、生ごみの発生を減らすことが重要になります。

23区ごみ量の推移

23区ごみ量の推移



(資料提供: 東京二十三区清掃一部事務組合)

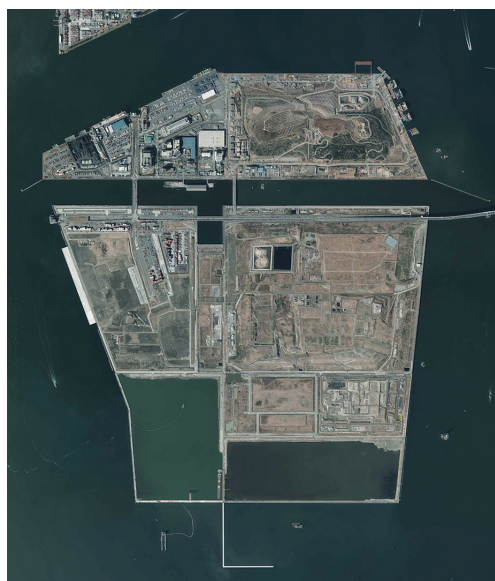
23区のごみ量推移を示したものです。平成元年度のごみ量は、昭和の時代を通じて過去最大となっています。この時期は、バブル経済の真っ只中でもあり大量生産、大量消費の時代で、それが膨大なごみ排出量の大きな原因でした。その後、ごみ量が減少してきたのはバブルの崩壊も要因の一つですが、リサイクルや環境問題などの意識が強くなってきたことも理由の一つに挙げられます。

また、清掃事業が平成12年度に東京都から23区に移管され、より身近に事業者への排出指導・助言が出来るようになりました。今後もごみ減量・リサイクルを一層推進していきます。

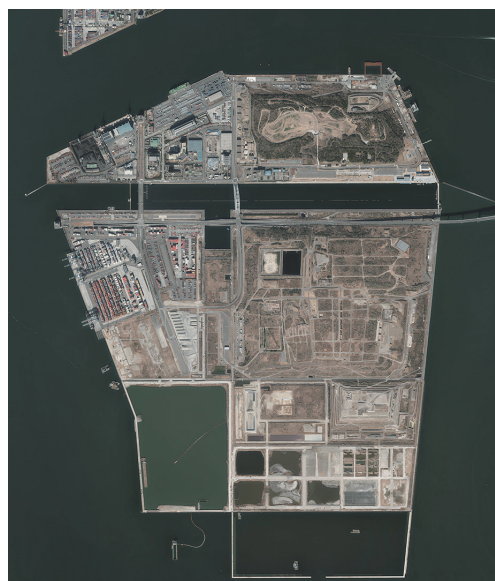
23区最後のごみ埋立処分場

写真は、23区最後のごみ埋立処分場「東京都廃棄物埋立処分場」です。ここは、可燃ごみを焼却した後の焼却灰や不燃ごみの破碎等の中間処理を行った後、最終的に埋め立てているところです。

東京都廃棄物埋立処分場



平成28年



令和8年

資料提供: 東京都環境局

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

★事業者の責務（第8条）

- ・ 廃棄物の**発生を抑制**し、**再利用を促進**する等により「廃棄物の減量」に努める。
- ・ 廃棄物は自らの責任において**適正に処理**する。

★事業用大規模建築物の所有者等の義務（第18条）

（延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物に適用）

- ・ 廃棄物の減量及び適正処理の担当者として、**廃棄物管理責任者**を選任する。
- ・ 再利用に関する計画を作成し、**再利用計画書**を提出する。
- ・ 敷地内に、**再利用対象物の保管場所**を設置する。
- ・ 廃棄物を排出する者は、廃棄物の減量について**所有者に協力**する。

★区の指導・助言（第4条、第71条）

- ・ 廃棄物の減量・適正処理のための指導・助言
- ・ 廃棄物の減量・適正処理に関する立入検査の実施

★改善勧告（第20条、第21条、第22条）

- ・ 廃棄物の減量・適正処理に関する改善勧告
- ・ 改善勧告に従わない所有者等の公表
- ・ 区長の指定する処理施設への搬入禁止



立入検査の様子

事業用建築物における廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する指導要綱

（延床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用建築物に適用）

★所有者の責務（第5条）

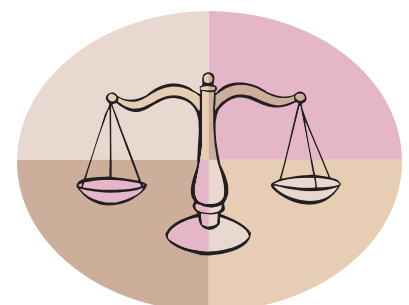
- ・ **リサイクルの促進**等により「廃棄物の減量」に努める。
- ・ 「廃棄物の減量」を行うため、**廃棄物管理責任者**を選任する。
- ・ 廃棄物の減量・リサイクルに関する計画を作成し、提出する。（**「再利用実績表」の提出**）
- ・ 敷地内に、**再利用対象物の保管場所**を設置するよう務める。

★廃棄物管理責任者の講習会（第5条の2）

- ・ 廃棄物管理責任者は、区の主催する**講習会を受講**する。
- ・ 講習会修了者には、修了証を交付する。

★助言及び指導の実施（第8条）

- ・ 所有者が作成する現況及び計画について、必要な助言と指導を行う。
- ・ 当該建築物に立入調査をし、所有者に対し指導を行う。



◆ 廃棄物管理責任者の役割

ごみ減量・リサイクルは所有者や廃棄物管理責任者の力だけでは実現できません。**テナント、社員、清掃員、収集運搬業者など皆さん**で相談していきましょう。

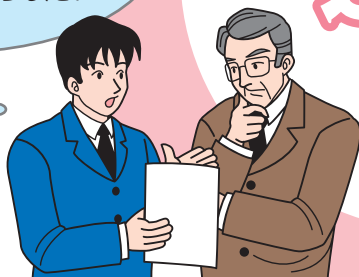


廃棄物管理責任者

今月はごみ量が減ったな！
引き続きテナントに
協力してもらおう！

連携

今年の減量目標をみんなで
話し合って決めよう
少しでもごみは減らしたい



所有者

ごみ減量ルールを守ろう
分別はきちんとしてよう



テナント会議

★廃棄物管理責任者の役割（事業用大規模建築物要綱第6条）

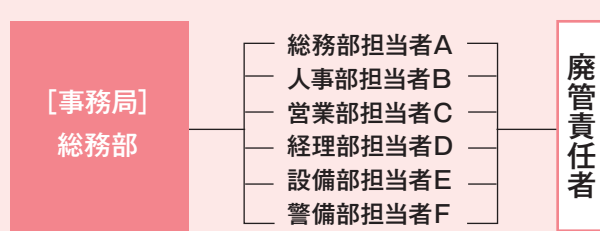
- ・ 廃棄物・再利用対象物の**発生量・搬入先等の把握**
- ・ 3R推進のための所有者との連絡調整
- ・ テナント・社員などへの**ごみ減量・リサイクル及び適正処理の要請**
- ・ 中央区、所有者及びテナントとの**連絡調整**

◆ ビル全体の統一的な組織づくり

1フロア1名のリサイクル推進委員の例



各部のリサイクル推進委員の例



- テナントビルは、ビルの形態も違い、入居している各テナントの取り組み方も違うため、分別がテナント任せになり、統一的な分別を行っていないビルがあります。
- ビルごとに事情が違い統一的な分別を行うことは難しいことだと思いますが、各テナントともよく相談し、ビル全体の**統一的な分別ルール**を作りましょう。
- 例えば各テナントごと又は各部ごとに「**リサイクル推進委員**」を決め、分別がきちんとして行われているかを定期的にチェックし、良くないテナント・部署には改善を求めます。
- 今後は、ISO14001などの環境マネジメントシステム認証取得企業も増え、よりきめ細かな分別を要望するテナントも増えてきます。

◆ 実践行動

ごみ量の把握

～正確なごみ量の把握がごみ減量の第一歩です～

◎ごみ量を把握することは、減量効果の確認や減量計画策定のためには不可欠です。

①計量する

収集伝票をきちんと整備し、収集運搬業者から定期的に月報等をもらい、**正確なごみ量を把握**しましょう。また、事業者自らが**ごみ量を計量し**把握していくのも良い方法です。

②分析する

各フロア、ビル全体では、どんな種類の**ごみがどのくらい発生**しているか分析します。また、そのごみがリサイクルできるのか、できないのか収集運搬業者に確認してください。

③目標を定める

発生抑制、再使用、リサイクルを進めるための具体的な**数値目標**を策定してください。目標作成にあたっては、オーナー、テナント、社員、清掃員等とよく相談し実現できる目標をつくるのが大切です。また、目標策定にあたっては収集運搬業者の対応も必要になってきます。

④行動する

その数値目標を達成するために具体的な取り組みを行ってください。たとえば、**コピー用紙の使用量を削減**する。紙コップ、ペーパータオル等の使い捨て製品の**使用を自粛**する。可燃物、不燃物の**分別を徹底**する。リサイクルできるものは**種別ごとの分別容器を設置**して分別する。

⑤検証する

目標を決めたことが、正しく守られているのか？ 成果はどうか？ 定期的に**チェック**することも大切です。

①リデュース

～生産・流通・消費の各段階でごみの**発生を抑制**する～

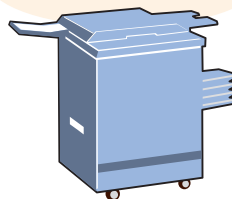
使い捨て製品の使用を自粛する



わりばし・紙コップ・ペーパータオル

紙の使用方法を見直す

ミスコピーは少なく



機密書類・個人情報以外は
シュレッダーしない



両面印刷・裏面利用・ペーパーレス化・シュレッダーの使用基準など

②リユース

～**繰り返し**使用する～

繰り返し使用する



ファイルやフォルダなど

リデュース
①Reduce

ごみをなるべく
出さない

リユース
②Reuse

できるだけ
繰り返し使う

3R

リサイクル
③Recycle

使い終わったらもう一度資源に

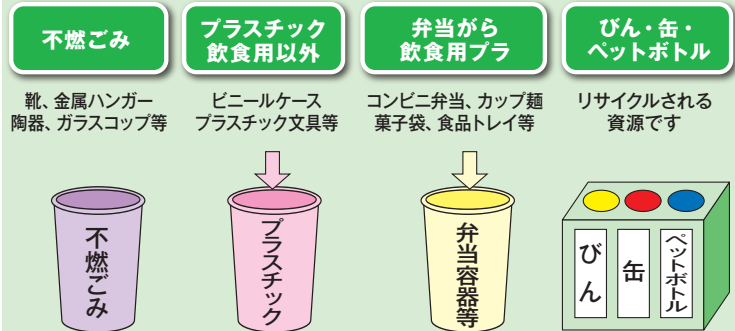
- 最初の手元分別 **(行先別に分けること)** が重要です。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を同じ袋に混ぜて出すことはできません。
(分別の表示例です。実際の分別方法は契約する収集運搬業者等にご確認ください。)

③リサイクル

一般廃棄物



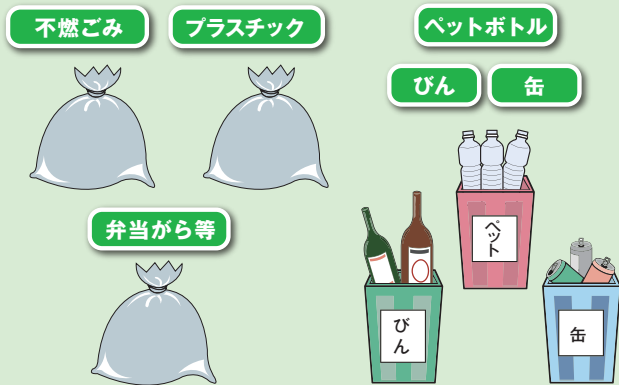
産業廃棄物



一般廃棄物

保管場所での表示

産業廃棄物



マニフェスト制度

～最終的に出たごみは適正に処理する～

●事業用大規模建築物に関する規則（中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第30条～33条）

<マニフェスト制度>



廃棄物の処理については、排出した事業者が**最終処分されるまでの確認責任**があります。

- 廃棄物の種類、量、排出場所を記載する複写式の伝票です。
- 廃棄物の種類、処理の流れが明確になり、不法投棄・不適正処理を防止します。
- **1日平均100kg以上**事業系一般廃棄物を排出する事業者は作成を義務付けられています。
- マニフェストの**保存年限は5年**です。

(不明な点は、中央清掃事務所作業係 (TEL 03 (3562) 1521) にお問い合わせください。)

分別するための各種識別マーク



スチール缶



アルミ缶



PET ボトル

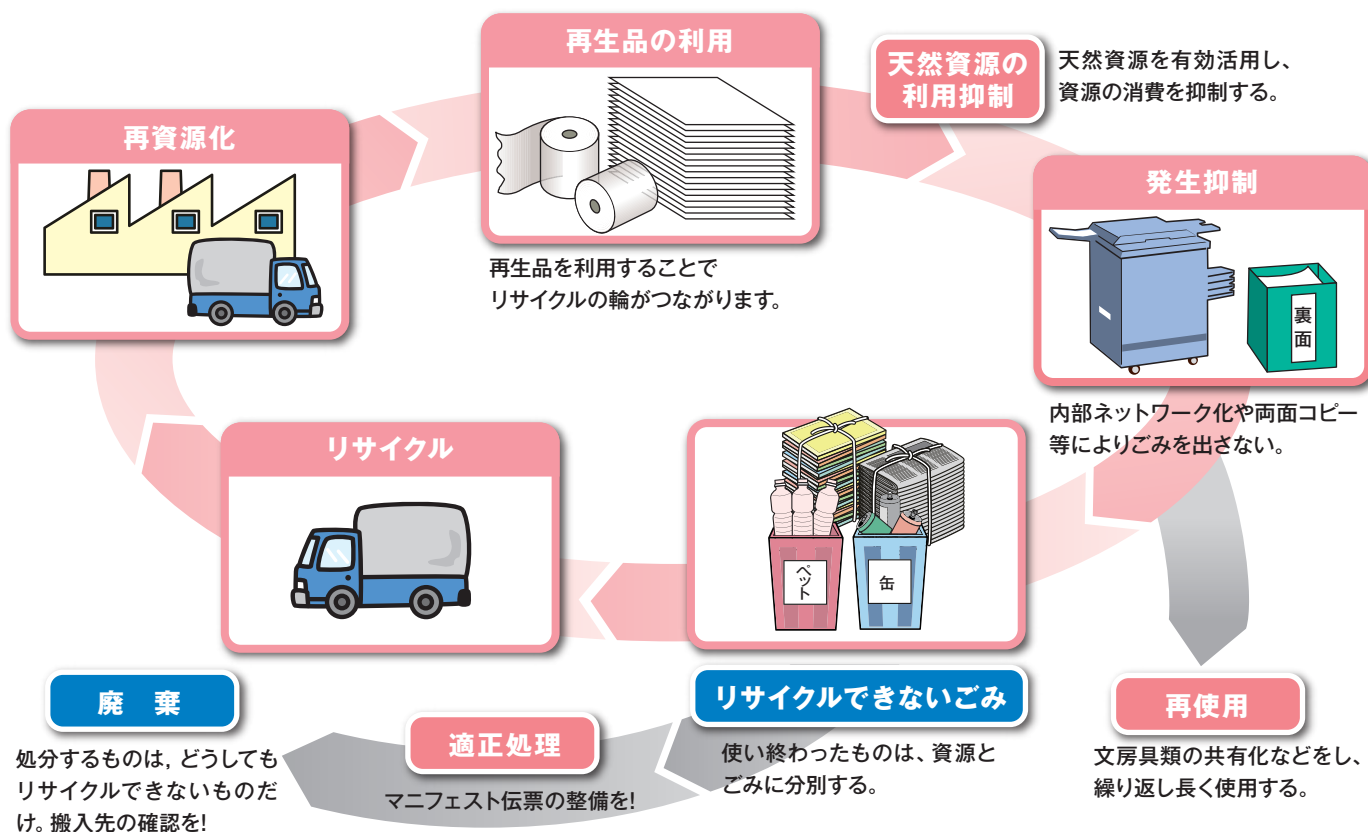


紙製容器
(段ボール・飲料用
紙パックを除く)



プラスチック
(飲料用・しょうゆ用
PETを除く)

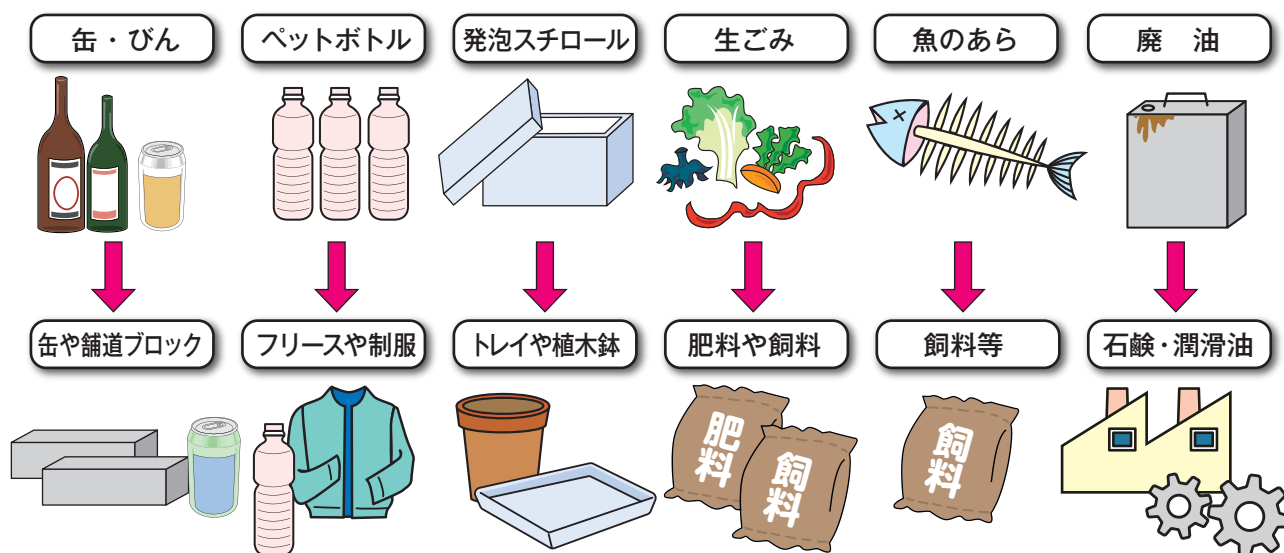
◆ リサイクルの輪



◆ 缶・びん、プラスチック、生ごみ等の再生品

◎不要となったものでも分別すると、資源として使うことができます。

混ぜればごみ、分ければ資源！



再利用製品のマーク



エコマーク



グリーンマーク



PETボトル
再用品



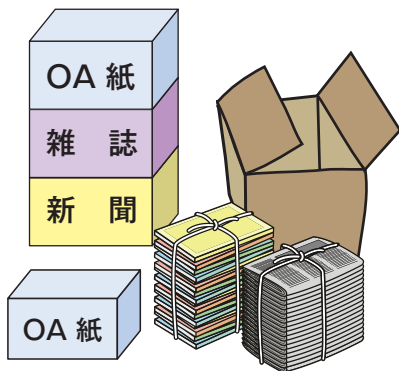
牛乳パック
再利用マーク

◆ 紙ごみのリサイクル編

ミックスペーパー

- ミックスペーパーによるリサイクルとは、「OA紙」「新聞」「雑誌」「段ボール」など社員による手元分別を行ったうえで残ったそれ以外の紙、例えば机周りのごみ箱にある紙ごみを集めてリサイクルすることをいいます。
- 利点は、焼却する紙ごみが確実に減少し、紙ごみのリサイクルが進むことです。
- 社員、テナントによる**手元分別を徹底**し、今まで焼却されていた紙ごみをリサイクルしましょう。

OA紙、雑誌、新聞、 段ボール



分別可能な紙類は分別

ミックスペーパー



※回収内容等については、
収集運搬業者とご相談ください。

**リサイクルが出来ない
紙ごみ**とは、鼻をかん
だティシュペーパーや
汚れた紙などです。ビ
ル全体から見ると極め
て少ない量です。

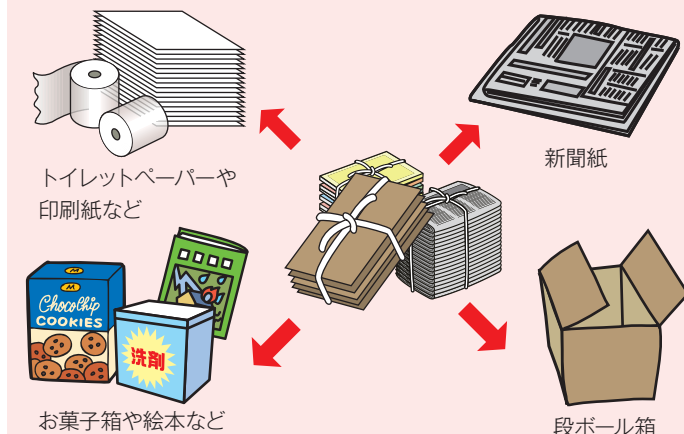


リサイクル

いろいろな再生紙

古紙はさまざまな用途に幅広く使われています。オフィスではコピー用紙やコンピュータ用紙、名刺などに使用され、身近なところでは、ちり紙、トイレトペーパー、週刊誌、コミック雑誌、新聞、チラシ、段ボール箱などに再生利用されています。

紙 類



古紙はこんな製品に生まれ変わります。

紙以外にも

パルプモールド	梱包、緩衝材
古紙ボード	コンクリート型枠、 床板、家具等
家畜用敷き料	敷きわら、おがくず などの代替品
紙マルチ	紙製の遮光材
セルローズ ファイバー	古紙を綿状にして、 難燃処理をし住宅用 断熱材として利用
固形燃料(RPF)	紙くずと廃プラを 原料とした固形燃料

◆ちゅうおうエコ・オフィス町内会

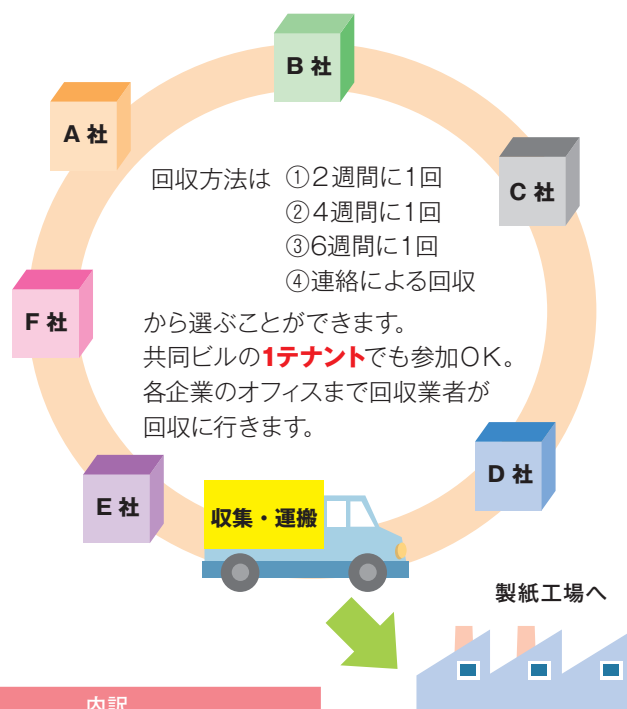
- 回収ボックス(4個セット)とキャスターのセットを無料で貸し出します。
- 1ボックスで古紙20kgが収納できます。

- オフィスの皆さんは、回収ボックスに古紙を分別するだけです。
- しぼったりする手間がかからず、保管もすっきり。
- 回収業者が古紙をボックスごと回収し、空ボックスと交換します。

- 回収料金は1kg当たり22円です。(変動することがあります)
- 回収料金から古紙売却代金を差し引きます。

オフィスで働く一人ひとりが取り組む、
古紙の分別回収を始めましょう

少人数のオフィスでも簡単に参加できる資源循環型社会を目指した古紙回収システムです。



用紙の種類	負担金	内訳
上質コピー用紙	1ボックスあたり360円(税抜)	(回収料金22円-古紙売却代金4円) × 20kg
再生コピー用紙	1ボックスあたり360円(税抜)	(回収料金22円-古紙売却代金4円) × 20kg
新聞・折込広告等のちらし	1ボックスあたり360円(税抜)	(回収料金22円-古紙売却代金4円) × 20kg
雑誌・その他の紙	1ボックスあたり420円(税抜)	(回収料金22円-古紙売却代金1円) × 20kg
段ボール(※)	10kgあたり230円(税抜)	(回収料金25円-古紙売却代金2円) × 10kg
シュレッター(※)	10kgあたり350円(税抜)	(回収料金35円-古紙売却代金0円) × 10kg

※ボックスでの回収ではありません。

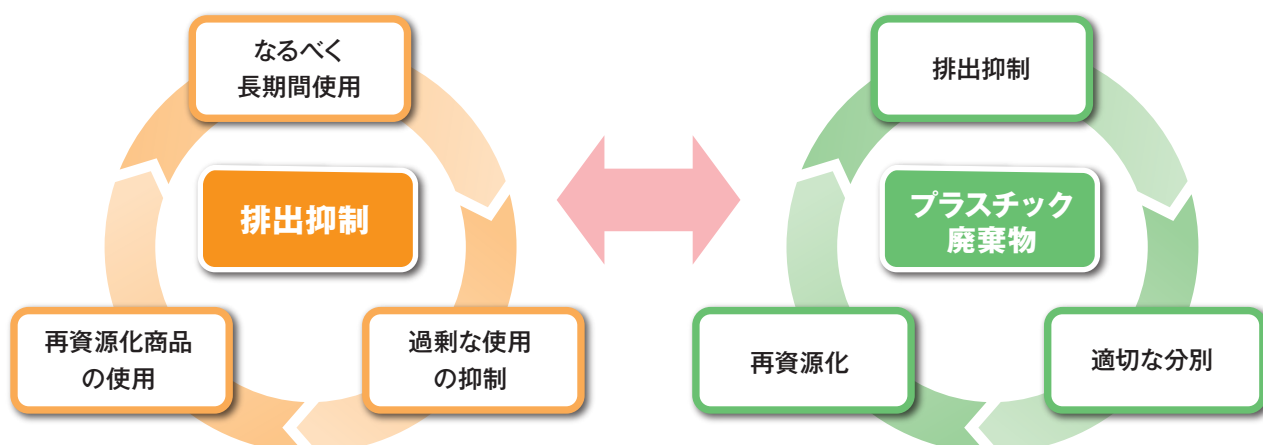
令和8年4月1日現在

申込先・問合せ先

ちゅうおうエコ・オフィス町内会
事務局代行
株式会社 こんの東京営業所
TEL 090-6789-8699
FAX 03-5735-9178

◆プラスチックのリサイクル

◎プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)が令和4年4月に施行されました。これに伴い排出事業者にはプラスチックの発生抑制、過剰な使用の抑制、再資源化商品の使用などが求められ、また、プラスチック廃棄物(産業廃棄物)については、排出抑制、適切な分別、再資源化(再資源化が難しいものは熱回収)が求められるようになりました。プラスチックは軽くて丈夫・機能的で便利な一方、使い捨て製品等に多く使われ、環境やごみ処理等で問題になっています。また、種類が多く有害なものもありリサイクルには向かないといわれていましたが、ここ数年さまざまな技術開発や工夫によりプラスチックリサイクルが行われています。



◆ 生ごみのリサイクル

食品リサイクル法とは？

◎食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）は、食品関連事業者等に食品廃棄物の発生抑制またはリサイクルにより排出量の削減を義務づけました。食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で出るくずの発生抑制により、最終処分量を減らすとともに、肥料や飼料として再生利用することを目的にしています。

それぞれの役割

食品関連事業者

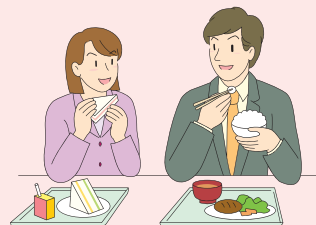
（食品製造業・流通業、飲食店業等）

発生の抑制、減量 食品廃棄物の
再生利用等の促進
食品関連事業者に対する指導監督の強化



国・地方公共団体

情報収集、研究開発、教育・広報活動
食品循環資源の再生利用等の促進



事業者・消費者

食品廃棄物等の発生の抑制
再生利用により得られた製品の利用

生ごみを減らす取り組み

発生抑制

食品廃棄物等そのものの
発生を抑制する。

- ・調理くずの削減
- ・メニューの工夫
（小盛りメニュー、ハーフサイズ）

再生利用

再資源化できるものは飼料や
肥料等への再生利用を行う。

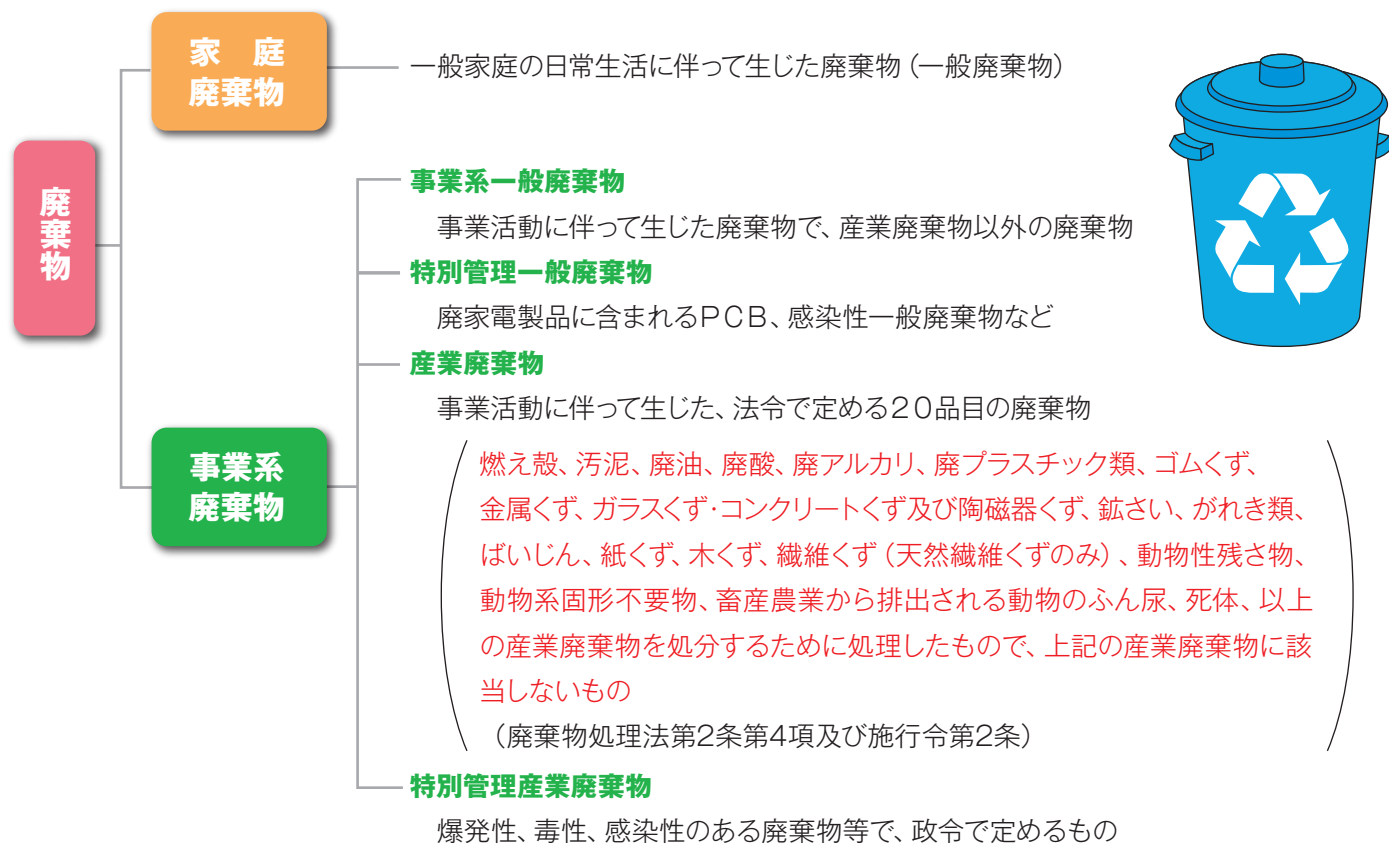
- ・収集業者と相談して、
手元分別を徹底する。
- ・廃食用油のリサイクル

減量

再生利用ができない場合は
脱水・乾燥などで減量する。

- ・水切りを徹底する。

◆ 廃棄物の体系図



◆ 建築物の所有者とみなされる方

事業用大規模建築物
要綱第4条

- 建築物に対して民法上の所有権を有する者
- 建築物の共有者又は区分所有者の代表者
- 建築物を事実上独占して使用している者
- 建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

◆ 区長感謝状の贈呈

事業用大規模建築物等の立入検査を行った事業所のうち、ごみ減量・リサイクル及び適正処理に積極的に取り組んでいる建築物の所有者等に区長感謝状を贈呈しています。

事業用大規模建築物の所有者等区長感謝状贈呈物件

表彰年度	ビル名	会社名
令和7年度	東京有楽ビル	大成有楽不動産 株式会社
	日本橋アステラス三井ビルディング	三井不動産 株式会社
	キュードビル	株式会社 東京エネシス
	聖路加国際病院	学校法人 聖路加国際大学
	ロイヤルパークホテル	三菱地所ホテルズ&リゾーツ 株式会社

選考基準は中央区のホームページに掲載している「データファイル」をご覧ください。（順不同・敬称略）



◆ 循環型社会形成の推進のための法体系

平成12年法律第110号

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

○基本原則 ○国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○国の施策

- 社会の物質循環の確保
- 天然資源の消費の抑制
- 環境負荷の低減

平成30年6月19日閣議決定（第四次）

循環型社会形成推進基本計画

国の他の計画の基本

一般的な仕組みの確立

<廃棄物の適正処理>

昭和45年法律第137号

廃棄物処理法

環境省

- ①廃棄物の適正処理
- ②廃棄物処理施設の設置規制
- ③廃棄物処理業者に対する規制
- ④廃棄物処理基準の設定等
- ⑤不適正処理対策
- ⑥公共関与による施設整備等

<3Rの推進>

平成3年法律第48号

資源有効利用促進法

経済産業省

- ①副産物の発生抑制・リサイクル
- ②再生資源・再生部品の利用
- ③3Rに配慮した設計・製造
- ④分別回収のための表示
- ⑤使用済製品の自主回収・再資源化
- ⑥副産物の有効利用の促進

素材に着目した包括的法制度

<3R+Renewable>

令和3年法律第60号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

経済産業省 環境省

- ①国の認定制度（環境に配慮した製品）
- ②消費者のライフスタイル変革の加速
- ③あらゆるプラスチック製品の効率的な回収リサイクル

個別物品の特性に応じた規制

平成7年法律第112号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

- 消費者による分別排出
- 市町村による容器包装の分別収集
- 容器包装の製造、利用業者による再資源化

経済産業省・環境省

平成10年法律第97号

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

- 消費者による回収・リサイクル費用の負担
- 廃家電を小売店が消費者より引取
- 製造業者等による再商品化

経済産業省・環境省

平成12年法律第116号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

- 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化
- 再生利用の追加
- 報告制度の創設

農林水産省・環境省

平成12年法律第104号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

- 工事受注者が
- 建築物の分別解体
- 建築廃材等の再資源化

国土交通省・環境省

平成14年法律第87号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

- 自動車所有者によるリサイクル料金の負担
- 製造業者等による引取・再資源化
- 関連業者等による使用済み自動車の引取・引渡

経済産業省・環境省

平成24年法律第57号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

- 使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化

経済産業省・環境省

グリーン購入法（国等が率先して再生品などの調達を推進）

平成12年法律第100号

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年法律第19号

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- 三 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 四 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

第2節 区長の責務等

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第3節 事業者の責務

第8条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第2節 事業者の減量義務

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物から事業系一般廃棄物を排出する者は、その事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建築しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建築主」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建築主は、当該保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第20条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第18条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物の建築主が同条第6項の規定に違反していると認めるとき、又は自動販売機管理者が前条第1項若しくは第3項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者、当該事業用大規模建築物の建築主又は当該自動販売機管理者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第21条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建築主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(搬入禁止等)

第22条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建築主が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第20条の勧告に係る措置を採らなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の区長の指定する処理施設への搬入を禁止し、又は収集若しくは運搬を拒否することができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第41条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項の保管場所に集めなければならない。

第6章 雑則

(立入検査)

第71条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物減量指導員)

第72条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物減量指導員を置く。

事業用大規模建築物における廃棄物の減量、 再利用及び適正処理に関する指導要綱（抜粋）

(対象建築物の所有者の範囲)

第4条 条例第18条で規定する所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者は、所有者とみなすことができる。

- 一 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- 二 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- 三 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上独占して使用している者
- 四 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(廃棄物管理責任者の選任)

第5条 所有者は、条例第18条第2項の規定に基づき、建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量、再利用及び適正処理の推進についての権限を有し、次条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 廃棄物管理責任者の選任数は、第3条の「建築物の単位の基準」に基づき、各単位ごとに1名とする。

(廃棄物管理責任者の役割)

第6条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者に対し、事業系一般廃棄物の減量、再利用及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 建築物から生ずる再利用対象物及び事業系一般廃棄物の発生量並びに処理状況の日常的な実態の把握
- 二 建築物から生ずる事業系一般廃棄物の発生・排出抑制の推進
- 三 建築物から生ずる事業系一般廃棄物の再利用及び資源化の推進
- 四 建築物利用者に対する事業系一般廃棄物の発生・排出抑制、再利用及び資源化のための指導
- 五 区、所有者及びテナント等との連絡調整

(廃棄物管理責任者講習会の受講の義務)

第7条 所有者は、廃棄物管理責任者が前条に規定する事項を遂行するに当たって、必要な知識を付与させるため、選任をした日から6か月以内に、区が主催する廃棄物管理責任者講習会を受講させるものとする。

(修了証の交付)

第8条 廃棄物管理責任者講習会受講修了者には、「廃棄物管理責任者講習会修了証」を交付する。

中央清掃事務所

〒104-0031 中央区京橋 1-19-6

排出指導係 TEL 03 (3562) 1524 FAX 03 (3562) 1504

中央区のホームページ

<https://www.city.chuo.lg.jp/>

(再利用計画書等の様式のダウンロード 条例・規則は「区例規集」へ)

事業者の皆さんへ

令和8年7月

発 行 中央区環境土木部中央清掃事務所
中央区京橋1-19-6

問合せ先 ○排出指導係 TEL 03(3562) 1524 FAX 03(3562) 1504

印 刷 誠文社印刷株式会社

刊行物登録番号
8-038



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。